

# 確定申告が始まります

期間 **2月12日金** ～ **3月15日月**

申告書は自分で書いて、早めの提出を

郵送でも提出できます

問合せ先 厚狭税務署 (☎0836720180)

市税務課市民税係 (☎08375234)

所得税の確定申告をし  
なければならぬ人

①事業所得・不動産所得・農業所得などがある人の場合

○平成21年中の各種所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人

②給与と所得者の場合

○平成21年中の給与の収入金額が2千万円を超える人

○一力所の給与等の支払者から給与を受け、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

○二力所以上の給与等の支払者から給与を受け、従たる給与の収入と給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

申告をすれば所得税が戻る人

確定申告の必要がない人で

も、次のような場合は確定申告をしないと給与や公的年金から源泉徴収された所得税が戻る場合があります。

①年の途中で退職した後、再就職していない人

②一定の額以上の医療費を支払った人

③住宅ローンを使ってマイホームなどを取得した人

④災害や盗難などの被害を受けた人

市県民税の申告が必要  
な人

①平成22年1月1日現在、市内に住所がある人は、市県民税の申告が必要です。ただし、次の人は除きます。

○所得税の確定申告をした人

○収入が給与や公的年金だけで、事業所などから給与を支払報告書または公的年金支払報告書が市に提出されて

いる人

※給与以外の所得が20万円以下の場合、確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告は必要です。

②市の国民健康保険や後期高齢者医療に加入している人及び同一世帯の人(国保等の保険税額などを算定するため、平成22年1月1日現在、収入がない人でも18歳以上の人は申告が必要で、申告をされない場合は、国保税等の軽減を受けられない場合があります。)

申告に必要なもの

①送付された申告書(送付されていない場合は、税務署や市役所にあります)

②印かん、電卓、筆記用具、申告する人の金融機関の口座番号がわかるもの

③給与所得や公的年金などの源泉徴収票、その他収入金額がわかるもの

※生命保険や地震保険の満期保険金や返戻金なども申告が必要で、保険会社からの通知なども持参してください。

④控除を受けるために必要な書類

●配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除 扶養しようとする人(父母、配偶者、子など)の収入がわかるもの(給与所得や公的年金などの源泉徴収票など)

●雑損控除 被災証明、被害を受けた住宅家財の明細書、除去取り壊し費用および関係費用の領収書など、保険などで補てんされる金額の明細書

●医療費控除 支払った医療費の領収書・明細書、医師の書いたおむつ使用証明書やストマなどの医療用具を必要とする証明書など、保険などで補てんされる金額の明細書(領収書などは整理し、内訳書に記入の上持参してください。)

●社会保険料控除 支払った健康保険料(税)の領収書や国民年金保険料などの支払いをした証明書など

●生命保険・地震保険料控除 支払った生命保険料などの払込証明書

●住宅借入金等特別控除 住宅(土地)などの登記簿謄

本、住民票の写し、住宅(土地)などの請負(売買)契約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など

農業をされている人へ

農業の申告には、農協からの営農口座年間集計表・年間購買品供給明細書、農作物の売上金額がわかるもの、中間などの交付金の明細書、農機具などを買った領収書・シートなどを必ず持参してください。わかりやすいようにできるだけ整理しておいてください。

書類がない場合は、申告相談ができますのでご注意ください。

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人へ

平成21年から25年までに入居した人で、所得税から住宅ローン控除が控除しきれなかった人は、入居1年目に確定申告をすることにより差額分(最高9万7千500円)は市県民税から控除されます。市への申告は不要です。

あわせて、平成11年から18年に入居した人の控除についても原則申告不要になりました。

# 確定申告相談日程表 (美祢地域)

受付時間 **午前9時～午後4時** (各会場で1日は午後6時までの延長日があります)

3月3日(日)から15日(月)までの間は、旧美祢地域全域が対象となります。該当の相談日にお越しになれない場合は、この期間にお越しください。

※申告の内容により税務署での申告が必要な場合もありますので、不明な場合は事前に相談してください。

| 町名          | 相談日        | 受付対象地区名  | 申告相談会場         |
|-------------|------------|--|----------------|
| 伊佐町         | 2月12日(金)   | 枋田、二神、上・下上野、矢口、空河内、上・下杉谷、上・下曾原、河本、古町、奥河原、正法寺、畜産試験場公舎、小林、森時住宅             | 伊佐公民館          |
|             | 2月15日(月)   | 椎木畑、上・下内川、内川団地、広下、権坊、東・中・西丸山、江藤区、野崎、興産住宅、北川、北川荘、万倉地団地、第1・第2万倉地、牛明、上・下南横町 |                |
|             | 2月16日(火)   | 通り山、河原町、上町社宅、上町、東町、日の出町、恵比須町、北横町、本町、新町、中市、西本町、稲荷町、上田町、下田町、徳定、桜ヶ丘、促進住宅    |                |
|             | (午後6時まで受付) | 午後4時までに来場困難な伊佐町(下村地区を除く)の人   |                |
|             | 2月17日(水)   | 南原、東中峠、岩奥、広信、引塚、上・下堀越、堂下、根越、上・中・下万倉地                                     |                |
| 東・西厚保町      | 2月18日(木)   | 奥畑、金山、僧都、岩ヶ河内、持田、大向上・下、江の河原、小杉   | 厚保公民館          |
|             | 2月19日(金)   | 植松1区・2区、柳井川、熊の倉1区・2区、熊の倉、杵ヶ瀬、坂本1区・2区、千歳、大村、土器、本郷東・西、本久、沓野1区・2区           |                |
|             | (午後6時まで受付) | 午後4時までに来場困難な東・西厚保町(山中地区を除く)の人  |                |
|             | 2月22日(月)   | 梅香、中原、原、大日、駒ヶ坪、深土、長尾、平沼田   |                |
| 於福町         | 2月23日(火)   | 榎田、平国木、宮の前、砂地、西畑、台、大嶺町石入   | 於福公民館          |
|             | 2月24日(水)   | 小杉、金山1区・2区、駅前、緑ヶ丘  |                |
|             | (午後6時まで受付) | 午後4時までに来場困難な於福町、大嶺町石入の人  |                |
|             | 2月25日(木)   | 入水、東中村、萩原、立石、古屋、西寺、竜現地、みのり園  |                |
|             | 2月26日(金)   | 神柳、岡田、宗濟、神田、栗ヶ原、平野、上・下田代、大明、横道   |                |
| 豊田前町        | 3月1日(月)    | 1区、2区、3区、4区の1、4区の2、5区  | 豊田前公民館         |
|             | (午後6時まで受付) | 午後4時までに来場困難な豊田前町、大嶺町桃ノ木上・下、三ツ杉の人   |                |
|             | 3月2日(火)    | 6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区の1、大嶺町桃ノ木上・下、三ツ杉                          |                |
| 大嶺町・旧美祢地域全域 | 3月3日(水)    | 国行町、国行東・西<br>東厚保町 山ヶ峠、長谷、上中村、中村、天子、西の浴、横坂上・下                             | 美祢市民会館<br>大会議室 |
|             | 3月4日(木)    | 坪美、長ヶ坪、向原、向原団地、曾根住宅、曾根上・中・下  |                |
|             | 3月5日(金)    | 堤、工業高校住宅、上嶺、下嶺東・西、下嶺住宅1区～4区  |                |
|             | 3月8日(月)    | 中村上・下、中村原団地、宗高、池尻台、池尻台1区、サン・コーポラス大嶺、駅前通、吉則町上1区～3区、吉則町中・下、前川通             |                |
|             | 3月9日(火)    | 吉則上・下、吉則台、日永、日永住宅、伊佐町下村上・下、幸嶺園   |                |
|             | 3月10日(水)   | 上嶺住宅、中村住宅、東渋倉、東渋倉団地、来福台1～8丁目、稗田、筈畑、相行、常森上・下、麦川町上・下、上麦川                   |                |
|             | 3月11日(木)   | 白岩、藤ヶ河内、桑原、荒川1区・2区、平原坂、平原  |                |
|             | (午後6時まで受付) | 午後4時までに来場困難な大嶺町(石入、桃ノ木上・下、三ツ杉を除く)、伊佐町下村地区、東厚保町山中地区の人                     |                |
|             | 3月12日(金)   | 吉友、助行、河内、入見北、入見久保、重安、羽永、真木、森中社宅、下山瀬、重安石灰                                 |                |
|             | 3月14日(日)   | 山崎上・下、利宗上・下、里山瀬、奥山瀬、西渋倉、渋倉団地、老人ホーム、祖父ヶ瀬上・下、滝口                            |                |
|             | 3月15日(月)   | 祖母ヶ河内、七田、四郎ヶ原上・下、杉原、中村、嘉木、草井川、奥畑   |                |